

議案参考資料

[令和元年第1回臨時会(5月)]

[担当課(室)係]

税務課 市民税担当
諸税担当
家屋担当

議案名

報告第1号 専決処分(桐生市市税条例等の一部改正)の承認を求めるについて

趣旨・目的

地方税法等の一部改正に伴い、桐生市市税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、平成31年3月29日に専決処分をもって措置したものです。

概要

- 1 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の控除期間を10年から3年延長して13年とします。
※ 消費税率10%が適用される住宅を取得して、所定の期間内(令和元年10月1日～令和2年12月31日)に居住の用に供した場合に適用するもので、所得税から控除しきれない額を個人市民税から控除します。
- 2 法律が改正されたことにより生じた、適用条項のずれの修正及び法律を引用する条文の文言整理を行います。

(施行期日：平成31年4月1日)

背景・経過

現下の社会経済情勢等を踏まえ、経済の好循環をより確かなものとし、地方創生を推進する等の観点から、地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)が平成31年3月29日に公布され、一部規定を除き同年4月1日から施行されました。